

## 旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和7年7月14日

旭川市長 今津 寛介

### 1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 令和7年度旧地域保育所草刈り及び刈払草廃棄業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旧地域保育所敷地の草刈り及び刈払草の廃棄

イ 履行期間

令和7年7月2日から令和7年9月30日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市7条通9丁目 旭川市役所総合庁舎3階

旭川市子育て支援部こども保育課

電話 0166-25-9106

### 2 契約を締結した年月日

令和7年7月1日

### 3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市春光町3639番4

公益社団法人旭川市シルバー人材センター 理事長 中島 哲夫

### 4 契約金額

149,902円（うち消費税及び地方消費税相当額13,627円）

### 5 契約の相手方とした理由

公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴した結果、その見積金額の中で最低価格を見積もった公益社団法人旭川市シルバー人材センターが予定価格の範囲内であったため。